

兵庫県公報

平成23年12月5日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
県議会告示	
○ 兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱（議会事務局議事課）	2

公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第44号）
委員会における一般傍聴の機会を充実させるため、当該規定について所要の整備を行うこととした。
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）
平成23年12月の期末手当を現行のとおり支給するため、規定の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年12月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第44号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「委員会の許可を得た者」を「傍聴を希望する者」に改め、同項の次に次の1項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないこととすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年12月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第45号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。
附則第10項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第 5 号

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年12月 5 日

兵庫県議会議長 加 茂 忍

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱（平成11年兵庫県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条第 3 項」を「第15条第 4 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「条例第15条第 1 項の規定により、委員会の許可を得て」を「第 4 条第 2 項の規定により、」に改める。

第 4 条の見出しを「(傍聴証の交付等)」に改め、同条第 1 項中「条例第15条第 1 項の規定による」を「一般傍聴人としての」に、「委員会開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書に」を「傍聴証交付台帳に」に、「申し出なければならない」を「傍聴証の交付を受けなければならない」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 傍聴証は、一般傍聴の希望者に対し、傍聴証交付台帳の記入順に前条の定員に達するまで交付する。
- 3 傍聴証は、委員会の開会予定時刻の30分前から交付するものとする。

第 4 条第 4 項を削る。

第 6 条中「傍聴しようとする者」を「傍聴する者」に改め、「の交付を受け、これ」を削る。

第 7 条の見出し中「通用期限」を「通用期限等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 一般傍聴人は、傍聴を終えたときは、傍聴証を所定の場所に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。